

ACSV MONTHLY LETTER

● マイナンバー情報の取得について

10月より住民票の住所に「マイナンバー」の通知カードが順次送付されております。マイナンバー情報の取得は、従業員だけでなく、報酬等や不動産等の対価を支払う場合にも必要となります。従業員や支払先からマイナンバー情報の提出を拒否される場合は、その経緯などを詳しく記録しておく必要があります。

対象	注意点
従業員	<ul style="list-style-type: none"> 正社員だけでなく、役員、パートアルバイト、契約社員等、給与を支給する全ての人からマイナンバー情報を取得する。 扶養家族のマイナンバー情報も取得する（扶養家族の本人確認は不要）。 マイナンバー情報の保管は厳重にする。マイナンバー情報のリストにはできるだけ個人情報記載しない（社員番号のみ記載する等）、データの場合にはパスワードや暗号化して保存する、書類は鍵つきロッカーで保管する、などで盗難や紛失への対応が必要。 マイナンバー情報は、税務及び社会保障関係以外での利用できない。
報酬等	<ul style="list-style-type: none"> 原稿料、講演料、弁護士報酬、社会保険労務士報酬、司法書士報酬、外交員報酬、ホステス等の報酬などを支払った場合、その法人や個人からマイナンバー情報を取得する。
不動産等	<ul style="list-style-type: none"> 土地や建物に対する賃借料を支払った場合、その法人や個人からマイナンバー情報を取得する。 土地や建物を購入した場合や仲介手数料を支払った場合、その法人や個人からマイナンバー情報を取得する。

■ 税務カレンダー

	内容	備考
12月	年末調整	
1月	源泉所得税納付（納期特例・下期分） 法定調書合計表、給与支払報告書の提出 固定資産税の償却資産の申告	

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。

【年末年始休業のお知らせ】

また、年末年始の休業は12月31日（木）から1月3日（日）です。

ご迷惑をおかけしますが、あらかじめご了承下さい。